

資料事前受付方式の試行実施に係るご案内

令和8(2026)年9月1日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

技術監理部企画第4課

目次

1. 概要	2
2. 共通証明書について	3
3. 実施スケジュール	5
3-1. 共通証明書交付申請	5
3-2. 共通証明書への切替	6
4. 共通証明書交付申請時の申請資料	7
5. 共通証明書の有効期間	8
6. 共通証明書更新時の手続き	9
7. 共通証明書更新時の留意事項	10
8. お問い合わせ	11

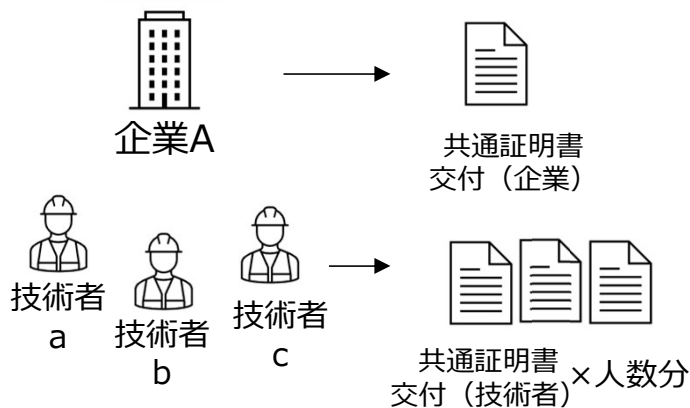
1. 概要

当本部における保全工事（大規模修繕工事）の発注においては、競争参加資格や技術評価点確認のために必要な資料（以下、「**根拠資料**」という）を公募の都度、提出を求めています。今般、**公募へ参加を希望される事業者の皆様（以下、「公募参加希望者」という）の負担軽減に資する取組**として、「資料事前受付方式」を実施します。

「資料事前受付方式」では、**公募に拠らず通年で資料を受け付け共通証明書を交付**いたします。公募参加希望者は、公募に参加される際に共通証明書を提出すれば、根拠資料の提出を省略することができます。**共通証明書の交付申請は通年で受け付けており**、当該年度において**東日本地区の保全建築**の公募にて活用できます（現時点では（株）URコミュニティ発注の工事では活用できません）。

Ph 1. 事前受付

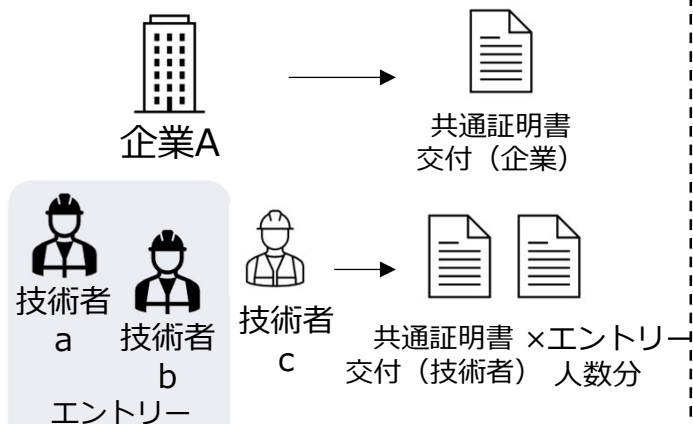
申請された根拠資料を確認し
企業の資格証明で1枚、
技術者ごとに1枚の共通証明書を交付



参加者 → UR 根拠資料提出
UR → 参加者 共通証明書交付

Ph 2. 公募申請

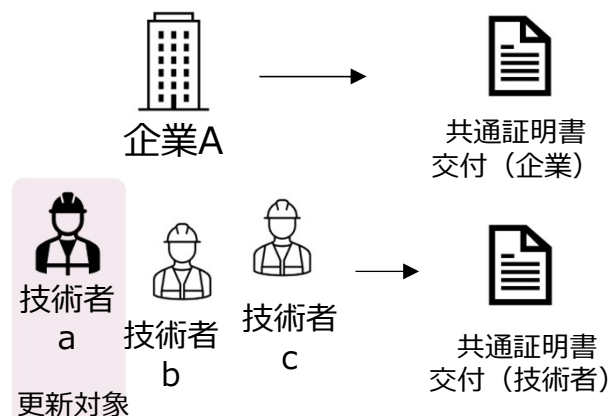
根拠資料の提出に代えて
企業の共通証明書と、エントリーする
技術者の共通証明書のみを申請



参加者 → UR 共通証明書提出

Ph 3. 更新

年度毎に共通証明書を新規交付
内容に変更があれば共通証明書を更新



UR → 参加者 共通証明書更新

2. 共通証明書について

共通証明書は、**公募参加希望者の競争参加資格及び技術評価点の一部を証明**する資料であり、公募時に共通証明書を提出することで根拠資料の提出を省略することができます。公募に参加される際には、企業の共通証明書を1枚、参加される技術者の共通証明書をそれぞれご提出ください。

現行の証明書は、保全建築の各工種において交付しておりましたが、**共通証明書は保全建築の全工種を対象に競争参加資格及び技術評価点の一部を証明**します。つきましては、1種類の共通証明書によって、各工種の公募に参加できるようになります。

共通証明書のイメージ

公募時の申請資料

- <企業情報>
 - ・建設業許可、ISO等
- <工事实績>
 - ・CORINS
 - ・図面
 - ・契約書
 - ・内訳書 等
- <技術者資料>
 - ・資格証
- ・雇用関係証明資料
- <様式>
 - ・入札説明書に規定の様式

共通証明書（企業）



共通証明書（技術者）



にて代替

共通証明書の証明内容

競争参加資格

技術評価点

- ・建具改修
- ・屋根防水
- ・外壁修繕（中低層）
- ・外壁修繕（高層）
- ・外壁修繕（超高層）
- ・耐震改修A
- ・耐震改修B

企業で1枚、技術者ごとに1枚にて証明



企業A



共通証明書
交付（企業）



技術者
a



技術者
b



技術者
c



共通証明書
交付（技術者）×人数分

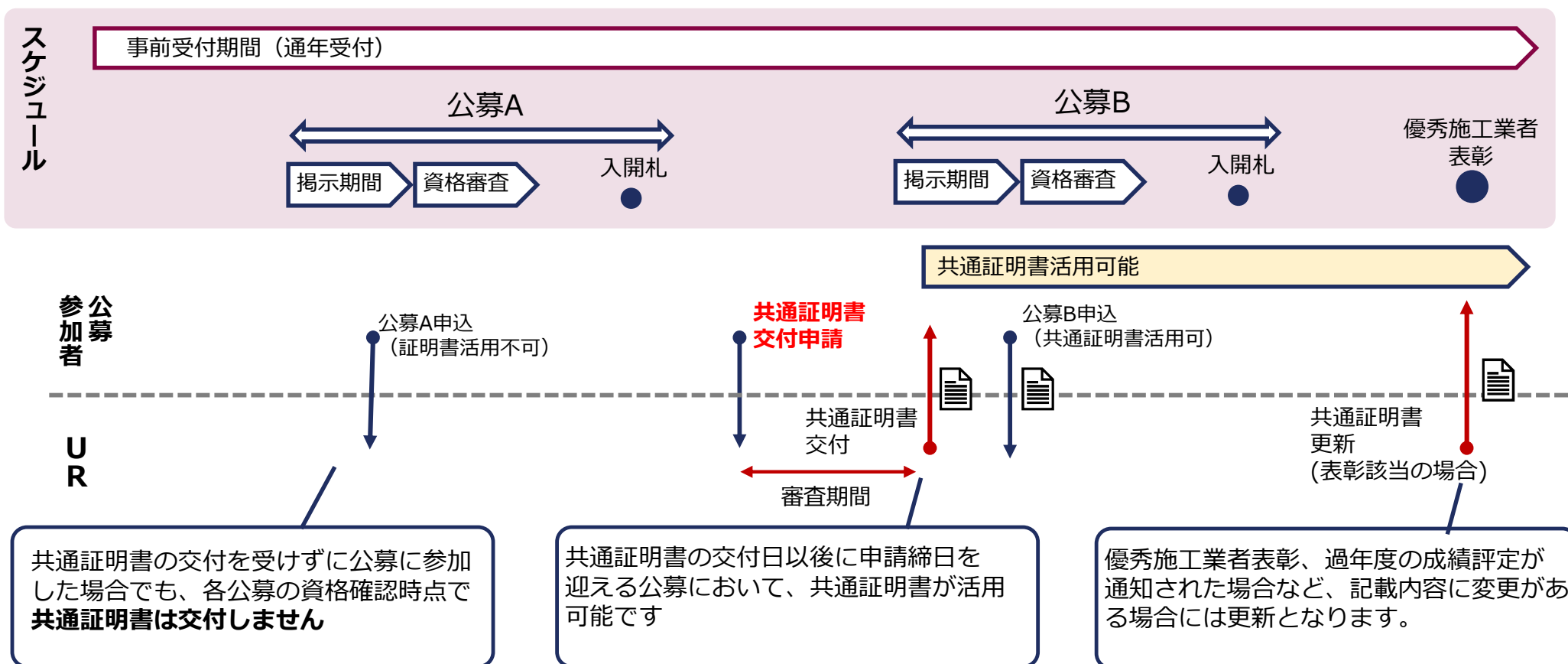
2. 共通証明書について

共通証明書の交付申請は通年で受け付けており、共通証明書の交付日以降に申請締日を迎える工事より活用することができます。共通証明書の交付申請にあたっては、「共通証明書の交付申請時の申請資料」(p7)をご覧ください。

今後は**各公募の競争参加資格通知時に共通証明書の交付はいたしません**。共通証明書の交付を希望される場合は、公募に拠らず共通証明書の交付申請をしてください。

共通証明書の交付・更新において故意に虚偽の申請をした場合や、共通証明書を故意に改ざんしたことが発覚した場合には、当該共通証明書を無効とし、当該年度に共通証明書の交付はいたしません。なお、故意に虚偽の申請や共通証明書の改ざんをしたことが発覚した場合は、社名及び内容を公表する場合があります。

上記以外に共通証明書の不備が発覚した場合は、協議の上、対応することとします。



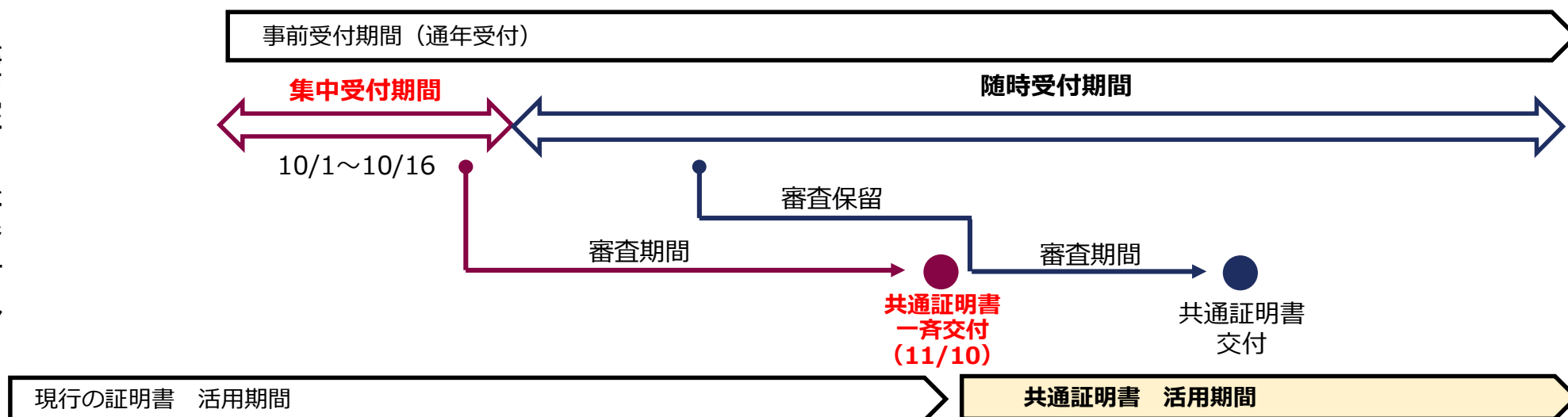
3-1. 実施スケジュール（共通証明書交付申請）

共通証明書の交付申請は通年で受け付けますが、現行の証明書から共通証明書への移行をスムーズに実施するために**共通証明書の一斉交付を実施**します。一斉交付にあたっては集中受付期間を設け申請を受け付けます。一斉交付日に共通証明書交付を希望される事業者におかれましては、集中受付期間に共通証明書を交付申請してください。

集中受付期間に共通証明書の交付申請をされない場合でも、通年で申請を受け付けております。ただし、集中受付期間終了後、共通証明書一斉交付日までに共通証明書交付申請をされた場合においては、一斉交付日までは審査を保留させていただきますので、あらかじめご了承ください。

共通証明書交付に係るスケジュールは以下を予定しておりますのでご確認ください。

事前受付
スケジュール



共通証明書交付申請期間：10/1（木）より通年で受付

集中受付期間：10/1（木）～10/16（金）

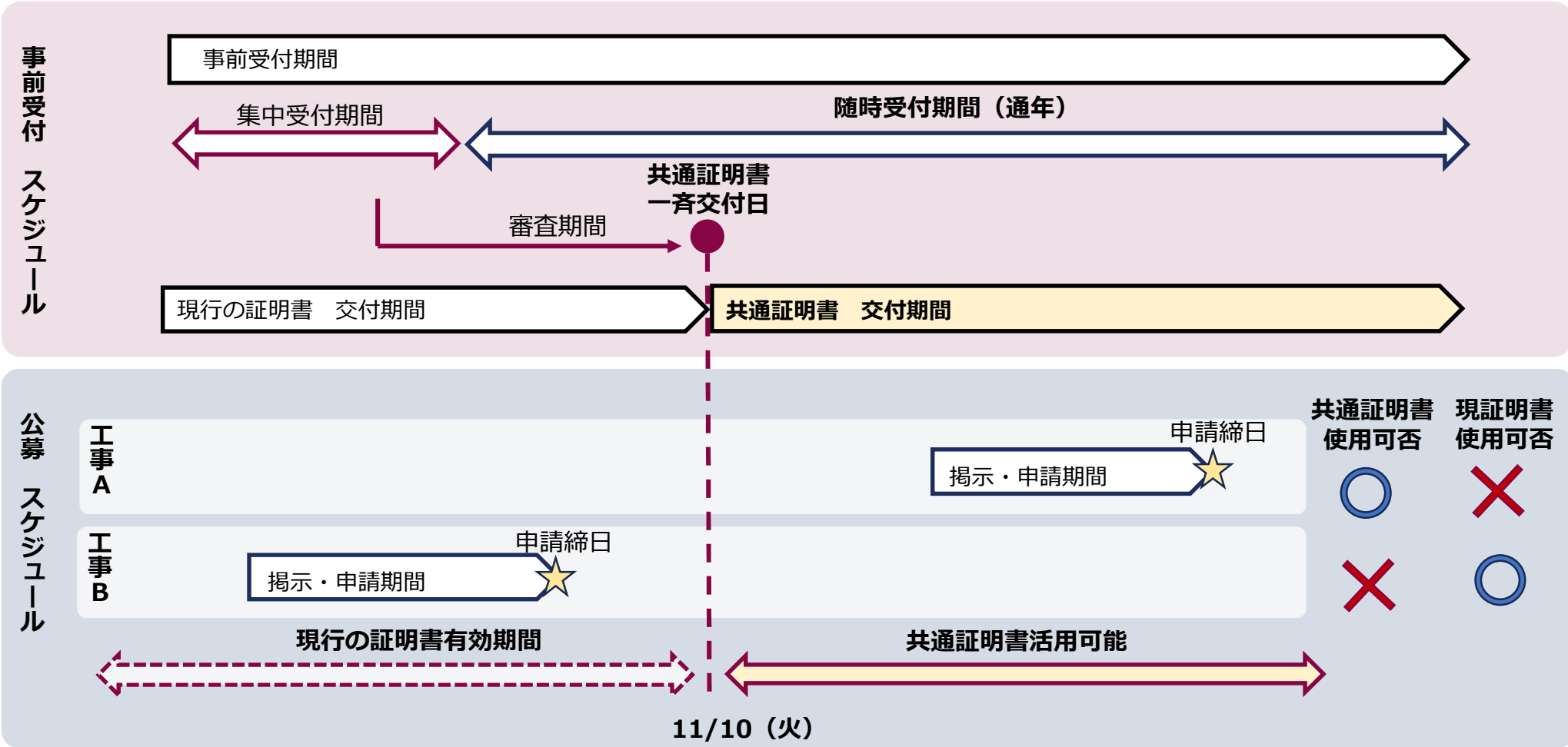
共通証明書一斉交付日：11/10（火）

最短の共通証明書交付は「一斉交付日」です
blankなく共通証明書を活用されたい場合は、
集中受付期間に交付申請をしてください

3-2. 実施スケジュール（共通証明書への切替）

現行の証明書は、共通証明書の一斉交付日をもって廃止とさせていただきます。つきましては、一斉交付日以後に申請締日を迎える公募では、現行の証明書が活用できませんのでご注意ください。活用可能な証明書については、各工事公募における入札説明書等に記載しますのでご確認ください。

また、一斉交付日以後の随時受付期間に共通証明書の交付申請される場合、交付日を事前に通知いたしません。通常では14日間程度の審査期間を要しますので、公募に参加する際にはご注意ください。なお、公募の申請締日までに共通証明書の交付がされなかった場合は、当該公募において共通証明書は活用できません。



4. 共通証明書交付申請時の申請資料

共通証明書の交付申請をする際には、機構HP上に掲示するフォーマットを使用し必要書類をご準備ください。申請は持参・郵送等ともに受け付けますが、郵送等の場合は当機構が申請資料を受領した日を申請日とします。申請にあたっては、持参若しくは発送する3営業日前までに申請窓口まで連絡してください。

工事実績は、以下の「申請する工事実績件数のイメージ」に沿って、企業・技術者の技術評価点及び競争参加資格確認に十分な資料をご提出ください。なお、**交付年度の公募に参加する予定の技術者については、全員分の共通証明書を申請**してください。

申請資料についての詳細は、HPに掲示の「書類作成の手引き」及び「申請様式」を参照ください。

申請する工事実績件数のイメージ

①→②→③→④の順で実績をご確認いただき、必要最小限の実績を申請ください
(①・②があれば③・④は不要、①・②なし、③ありの場合は④不要)

工事完成年度		3か年度前	10か年度前
同種工事	UR	①：すべて	③：1件
	UR以外 (公共・民間)	②：一部実績	
類似工事		④：3件	⑤：不要

※ 工種が「屋根防水」の場合、3か年度→5か年度、10か年度→15か年度に読み替えます

①②：技術評価点対象

- ①URの工事実績はすべて申請ください
- ②UR以外の工事実績は、企業・技術者の技術評価点を最大とするために十分な実績数を上限に申請してください

③④：競争参加資格確認対象

企業、技術者それぞれの資格確認のため、必要最小限の実績を申請ください

- ② 同種工事：1件
- ③ 類似工事：3件

申請窓口

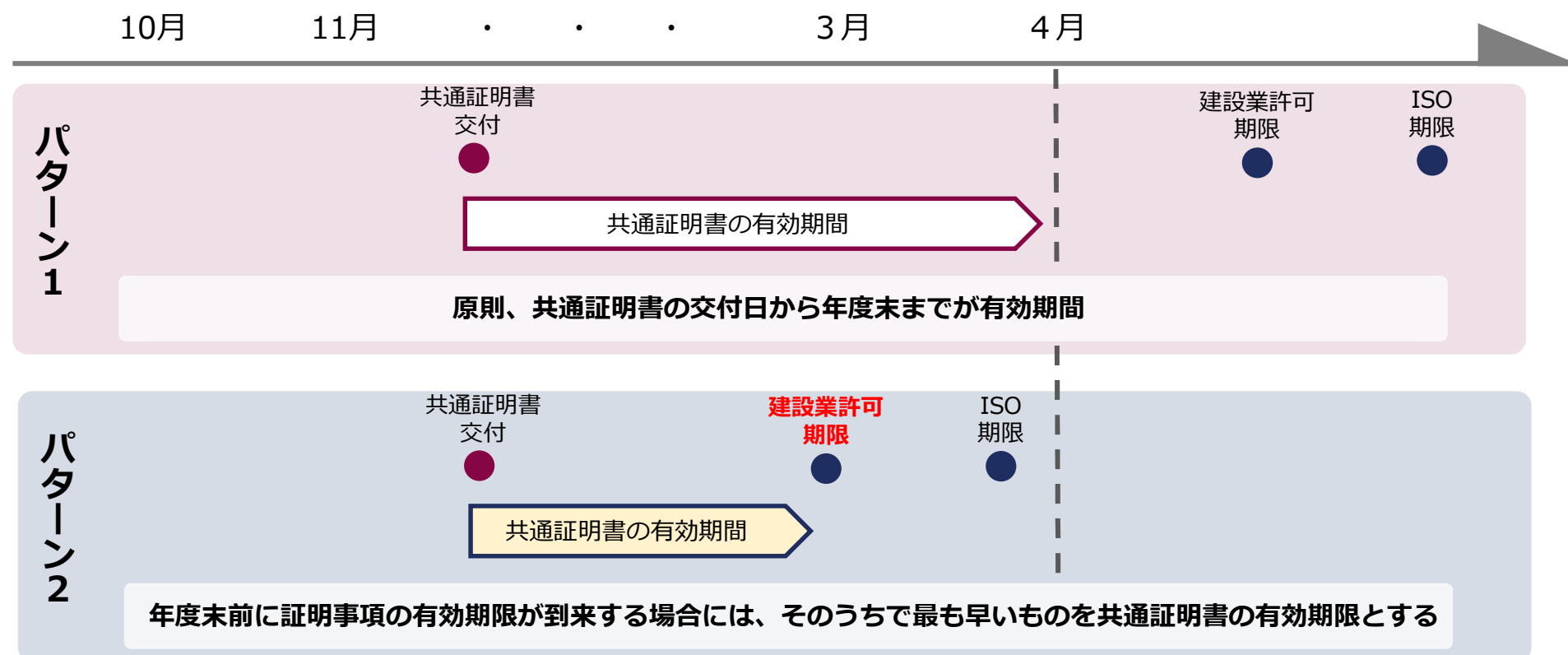
独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部技術監理部企画第4課 共通証明書新規交付申請窓口
電話番号：03-5323-4887
所在地：〒163-1382 東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー17階
受付時間：10時から16時まで（土日、祝日ならびに正午から13時の間を除く）

5. 共通証明書の有効期間

共通証明書の有効期間は原則、交付日から当該年度の年度末になります。ただし、共通証明書で証明する建設業許可や資格等の有効期限が先に到来する場合にはその時点が共通証明書の有効期限となります。

また、共通証明書の有効期限が切れた場合、共通証明書を更新することができます。詳細は「共通証明書更新時の手続き」（p9）及び「共通証明書更新時の留意事項」（p10）を参照ください。

例) 企業の共通証明書の有効期間



6. 共通証明書更新時の手続き

技術評価点に係る内容の更新があった場合や、建設業許可やISOの有効期限が到来する場合には、共通証明書を更新します。更新が必要な場合には、HPに掲示するフォーマットや問合せ窓口に関し、更新手続きを行ってください。なお、過年度の成績評価通知又は優秀施工業者表彰（URのみ）により技術評価点に更新があった場合においては、更新申請を要さず当機構から更新した共通証明書を通知します。

更新時においては、更新内容を証明する資料をご提出ください。更新内容に関係のない既提出の資料を再度ご提出いただく必要はありません。詳細はHPに掲示の書類作成の手引きをご覧ください。また、問合せ窓口までお問い合わせください。

令和9年度の共通証明書の交付につきましては、令和8年度末頃に機構HPにて掲示予定ですので改めてご確認ください。

共通証明書更新時の手続き

既提出内容の更新

- ・建設業許可の更新
- ・監理技術者講習の更新 等

新規登録内容の追加

- ・新規技術者の登録
- ・ISOの新規取得
- ・UR以外の優秀施工業者表彰 等

成績・表彰に係る技術評価点の更新

- ・過年度成績評価の通知
- ・優秀施工業者表彰（URのみ）の通知

更新申請必要

※共通証明書が
有効期限切れ
の場合含む

更新申請 不要

更新時の申請資料

既提出内容の更新の場合

更新前後の内容に係る資料を提出してください

例) 建設業許可の更新の場合

既提出の許可証の写し

+

更新後の許可証の写し

（申請時点は更新手続きを証明する書類で可）

新規登録内容の追加の場合

新規登録の内容に係る資料のみを提出してください

例) 技術者の新規追加の場合

技術者の資格に係る資料

+

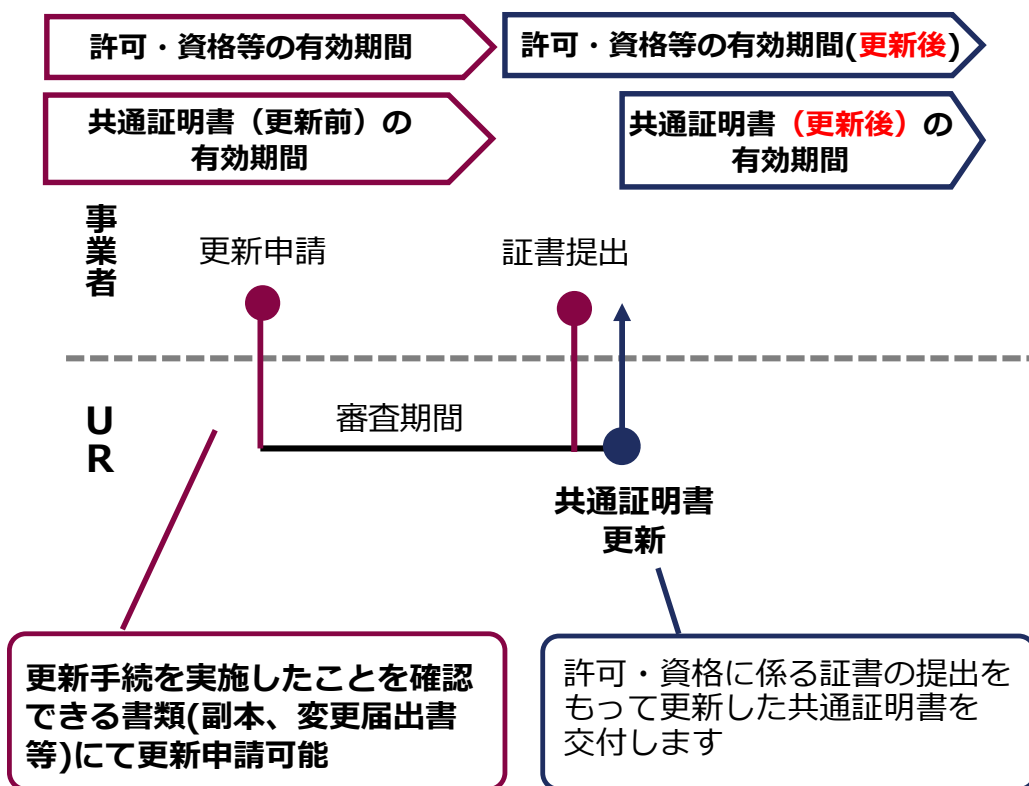
技術者の実績に係る資料

7. 共通証明書更新時の留意事項

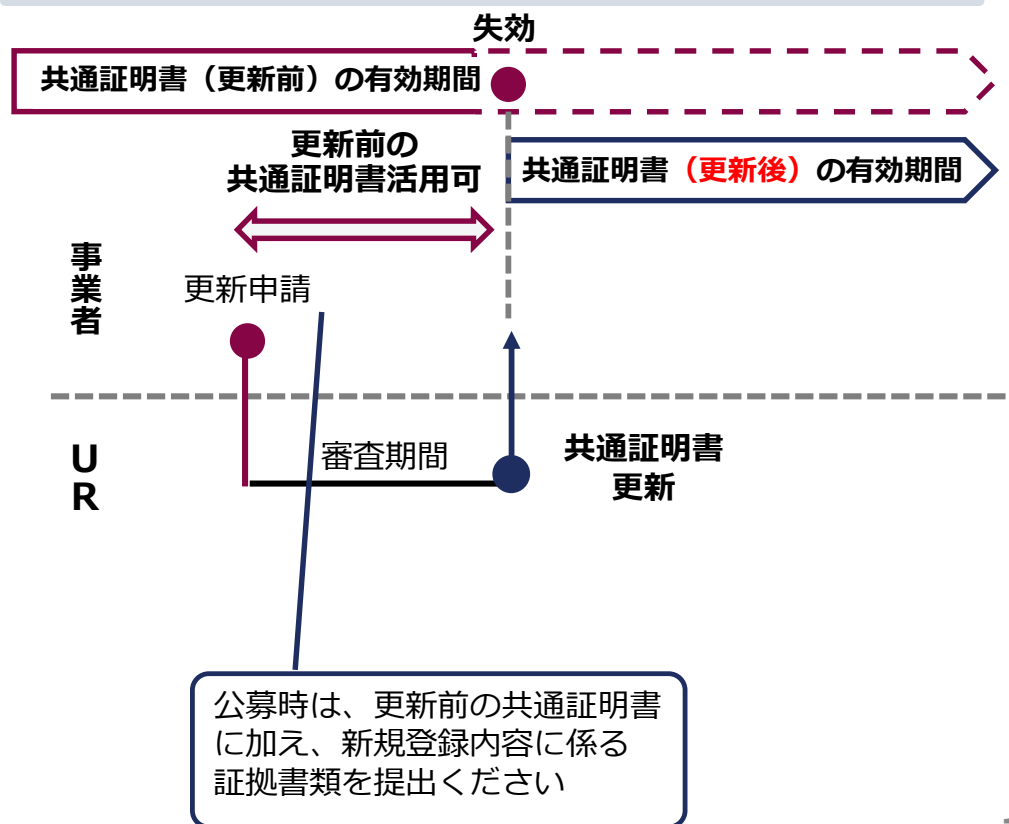
建設業許可やISO等（以下、許可・資格等という）の有効期限に係る更新にあたっては、共通証明書の有効期間切れに留意し、早めに更新手続きを実施してください。なお、更新した許可・資格等の証書が共通証明書の有効期限までに交付されない場合には、許可・資格等の更新手続きを実施したことを確認できる書類（副本、変更届出書等）をもって、共通証明書の更新を申請できます。

また、新規登録内容の追加（p9に示すISO、表彰等の追加）がある場合、速やかに共通証明書の更新申請をしてください。更新前の共通証明書は更新時に失効しますが、更新申請後～失効までの期間においては活用可能です。更新申請後に公募に参加される場合は、更新前の共通証明書に加え、新規登録内容に係る証拠書類をご提出ください。

許可・資格等の有効期限に係る更新



新規登録内容の追加更新時の共通証明書の切替え



8. お問い合わせ

本件に関してお問い合わせがありましたら以下窓口までご連絡ください。

本件に係るお問い合わせ窓口

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部技術監理部企画第4課 工務建築担当

電話番号：03-5323-2816

所在地：〒163-1382

東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー17階

受付時間：10時から16時まで（土日、祝日ならびに正午から13時の間を除く）

—— 社会課題を、超えていく。 ——

